

第24期宝塚市農業委員会

令和5年第7回議事録

(2023年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和5年7月14日

(2023年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和5年第7回議事録

1. 日 時 令和5年(2023年)7月14日(金)14時00分～14時40分

2. 場 所 ホテル若水 会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番 平塚 三郎	8番 中西 恵子
2番 今里 浅一	9番 平井 公雄
3番 阪上 勝弥	10番 林 五郎
4番 山添 令子	11番 上田 健
5番 中西 瞳	12番 嶽 広行
6番 阪上 秀一	13番 篠木 秀夫
7番 塚本 俊昭	

5. 欠席委員 なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番阪上委員、2番辻井委員、3番東委員、4番福井委員、5番和田委員

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

参事 鈴木陽子 事務局長 溝淵良樹 係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒

10. 議 題

1 議案第98号 非農地証明願の件

2 議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第100号 農用地利用集積計画決定の件

4 議案第101号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

1 報告第125号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第127号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件

4 報告第128号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

令和5年第7回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和5年7月14日

開会 午後4時00分

○林会長 第24期宝塚市農業委員会令和5年第7回総会を開催いたします。本日、欠席者はなし、第7回総会は成立しています。本日の議事録署名人は1番平塚委員、2番今里委員にお願いします。事務局長から諸般の報告をお願いいたします。

○事務局長（諸般の報告）

○林会長 何か意見、質問はありますか。無いようですので、議案審議に移ります。

議案第98号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第98号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。

1件目、願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、小林(地番)、地目は田、地積は906㎡、所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期と状況は、平成10年以前ということで、現況は駐車場。地目変更登記のため、非農地証明の発行依頼がありました。

2件目、願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、旭町(地番)、地目は田、地積は34㎡、所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期は昭和45年。現況は自宅の庭。地目変更登記のため、非農地証明の発行依頼がありました。

3件目、願出人、(住所)、(氏名)さん。土地の表示、平井(地番)、(地番)。地目は、田。地積は、それぞれ204㎡と264㎡。所有者は(氏名)さん。農地でなくなった時期は、昭和50年以前。現況は宅地の一部です。地目変更登記のため、非農地証明の発行依頼がありました。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1件目、平塚委員。

○平塚委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 2件目、篠木委員。

○篠木委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 3件目、阪上勝弥委員。

○阪上勝弥委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 何か質問はありますか。特にないので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は、挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて、議案第99号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第99号農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

○事務局 1件目、2件目を併せて説明します。譲受人、(氏名)さん、1件目の譲渡人、(氏名)さん、2件目の譲渡人、(氏名)さん。長谷字(地番)、地目は畑。地積は1件目が4,908㎡、2件目が1,566㎡。

3件目、譲受人、(氏名)さん。譲渡人が(氏名)さん。大原野字(地番)ほか6筆。地目は田・畑、合計が2,240.91㎡。合計7筆あり、屋敷とその周りの小さな農地等々です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1、2番の案件、嶽委員。

○嶽委員 私も農業委員になって、何回かパトロールしていますが、草が生え、問題のある場所だったので、そこを若い(氏名)さんが、できるだけ周りに迷惑かからんように何とかしたいと言ってくれた。私は問題ないと思います。

○林会長 3番の案件、上田委員。

○上田委員 特に、問題ないと思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。続いて、議案第100号農用地集積計画決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第100号 農用地利用集積計画決定の件。宝塚市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願います。

1件目、貸主が(氏名)さん、借主が(氏名)さん。大原野字(地番)の地目、田となっております。1月1日からの5年間の賃貸借です。

2件目、貸主が(氏名)さん、貸主が(氏名)さん。大原野字(地番)で合計4筆、5月1日からの5年間の賃貸借です。

3件目、貸主が(氏名)さん、借主が(氏名)さん。長谷字(地番)と大原野字(地番)。1月1日から3年間の賃貸借です。

4件目、貸主が(氏名)さん、貸主が(氏名)さん。大原野字(地番)、(地番)、(地番)の3筆。8月1日から10年間です。

5件目、貸主が(氏名)さん。借主が(氏名)さん。切畑字(地番)、令和5年8月1日から7年まで2年間の賃貸借です。

6件目、貸主が(氏名)さん、借主が(氏名)さん。長谷字(地番)、令和5年7月1日から5年間で使用貸借です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。1、2、4件目、中西瞳委員。

○中西瞳委員 1、2件目は契約更新なので、特に問題はありません。4件目は初めて借りられるんですけど、野菜を作っていくと伺っているので、特に問題はないと思います。

○林会長 3、6件目、嶽委員。

○嶽委員 特にございませぬ。

○林会長 5件目、和田推進委員。

○和田推進委員 今まで、所有者が耕作をしようと、結構、手こずっておられた農地になります。新たにイチジクを栽培するということを知っており、新しい展開があるのかなということで、期待をしながら見守っていきなさいと思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。農用地集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので決定することといたします。

続いて、議案第101号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第101号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。

申請者、(住所)、(氏名)さん。申請地、中筋(地番)、地目は田、712㎡のうち498㎡。証明をする従事者は(氏名)さん。申請の理由は(個人情報)。その他として、登記事項証明書、(個人情報)、農会長・農業委員の証明書が添付。6月12日に(氏名)さんが来課され、事務局と面談済です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。今里委員。

○今里委員 特に問題ないと思います。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、採決いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第125号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第125号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者、(住所)、(氏名)さん。届出地、中筋(地番)ほか3筆、全て畑、地積は合計

798㎡、耕作者は(氏名)さん。転用目的は共同住宅。造成はなし。建設期間は、令和5年8月1日から250日間。施設の概要は鉄骨造三階建て、1,370㎡。

○林会長 地区担当農業委員の意見を伺います。今里委員。

○今里委員 はい、特に問題ありません。

○林会長 何か質問はありますか。特にないので、続いて、報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第126号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者、(住所)、(氏名)、譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、口谷東(地番)、地目、畑、地積は577㎡、耕作者はなし。転用目的は、住宅建設(5戸)、造成期間は開発許可後120日、建設期間は造成後180日間。施設の概要は、木造二階建て、一棟当たりが約100㎡。権利の種類は所有権。

2件目、届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、星の荘(地番)ほか1筆、全て田、2筆計で67㎡です。耕作者はなし。転用の目的は住宅用地。造成期間なし。建設期間は令和5年9月1日から90日間。施設の概要は木造三階建て、延べ床92.35㎡。権利の種類は所有権。その他としまして、無断で転用していたという始末書が添付されておりました。

○林会長 地区担当農業委員の意見を伺います。1件目、阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 はい、問題ありませんでした。

○林会長 2件目、篠木委員。

○篠木委員 特に問題はありませんでした。

○林会長 何か質問はありますか。特にないので、続いて報告第127号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第127号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明したので、報告します。納税猶予の農地は、山本野里(地番)、面積は632㎡。事務局が植木の圃場としてきれいに扱っておられると確認済です。

○林会長 確認委員の意見を伺います。阪上秀一委員。

○阪上秀一委員 問題ありませんでした。

○林会長 何か質問はありますか。特にないので、続いて報告第128号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第128号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の

証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年6月19日から令和5年6月16日。耕作面積は248㎡。納税猶予農地は、安倉北(地番)。証明年月日は令和5年6月16日。畑として利用。

2件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年6月16日から令和5年6月7日。耕作面積は5,042㎡、安倉西(地番)ほか7筆で合計8筆、全て自作地で5,042㎡。証明年月日は令和5年6月7日。畑、水稲、果樹として利用。

3件目。申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、平成30年12月18日から令和5年6月6日。耕作面積は1,200㎡のうち1,164.3㎡。納税猶予農地は、口谷東(地番)、全て自作地で1,200㎡のうち1,164.3㎡。証明年月日は令和5年6月6日。今後も肥培管理するよう通知・指導した上で証明しました。

4件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年3月31日から令和5年6月22日。耕作面積は2,941㎡。納税猶予農地は、口谷東(地番)ほか3筆、合計2,941㎡。証明年月日は令和5年6月22日。イチジク、畑として利用。

5件目、申請人、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間、令和2年7月8日から令和5年6月23日。耕作面積は951㎡。納税猶予農地は、安倉中(地番)ほか1筆、合計951㎡。証明年月日は令和5年6月23日。現況、水稲として利用。

○林会長 何か質問はありますか。特にないようですので、以上で本日の議案4件、報告4件について、審議等は終了します。これをもちまして、令和5年第7回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

10番(会長) 林 五 郎

1番 平 塚 三 郎

2番 今 里 浅 一